

「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画・報告制度」及び「温暖化防止特定事業実施届出制度（温暖化アセス制度）」の一体的運用について

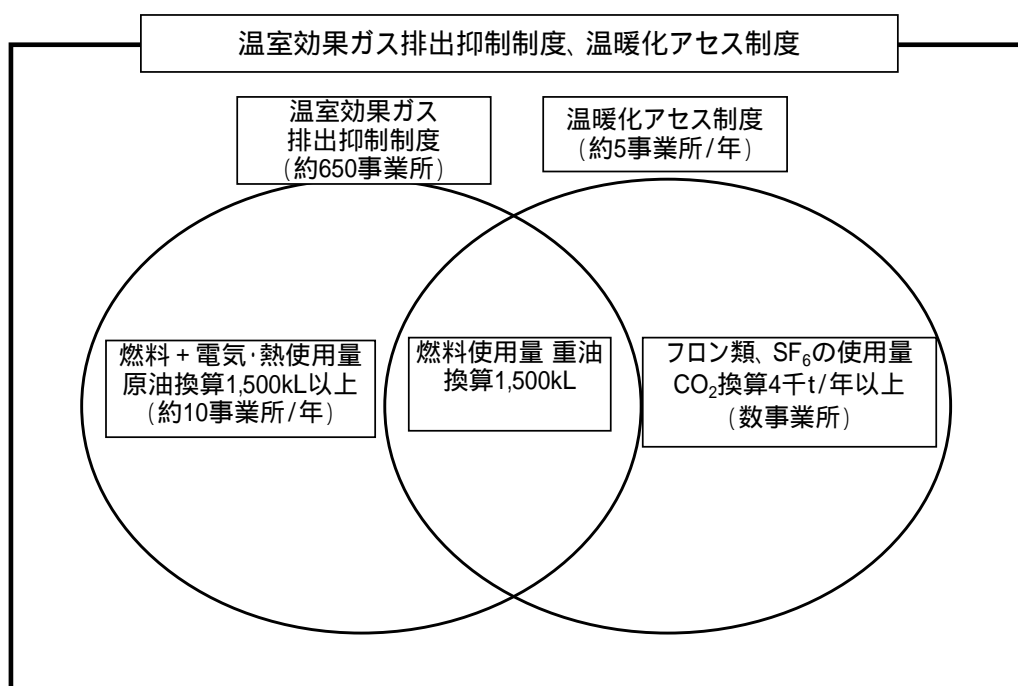
1 趣旨

県では、燃料、熱、電気(以下「エネルギー」という)の使用量が原油換算で 1,500kL/年以上の事業所に対し、「環境の保全と創造に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、排出の抑制に係る目標を含む特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けている。これとは別に、一定規模以上の新增設（燃料使用量が重油換算 1,500kL/年以上増加等）をする工場等に対し、条例に基づき温室効果ガスの排出抑制のために講じる措置を事前届出する温暖化アセスを義務付けている。

この 2 制度について、本年 6 月に策定した「兵庫県地球温暖化対策方針」に従いその一体的運用を図ることとし、両制度の対象事業所の整合を図る。

併せて、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）と整合を図り、フロン類及び SF_6 （六フッ化硫黄）に係る対象規模を 3,000t- CO_2 /年以上に引き下げると共に、新たに対象となる NF_3 （三フッ化窒素）を対象に追加する。

（現状の概念図）



2 具体的な改正内容（案）

(1) 温室効果ガス排出抑制制度

現 状

対象事業所
・エネルギー使用量が原油換算 1,500kL/年以上の事業所

見直し案

対象事業所	
・エネルギー使用量が原油換算 1,500kL/年以上の事業所	
・HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ のいずれかを 3,000t-CO ₂ /年以上排出	} (追加)

(2) 温暖化アセス制度

現 状

特定事業の種類	規模要件	内容
火力発電所(非常用を除く)の設置又は増設	出力	1,000 ｷﾜｯﾄ以上
一般廃棄物焼却施設の設置又は増設	廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設である焼却施設であって1日当たりの処理能力	20 トン以上
産業廃棄物焼却施設の設置又は増設	廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設であって1日当たりの処理能力	20 トン以上
その他工場等の設置又は増設	使用燃料の量を重油の量に換算した量	1年間当たり 1,500 ｷﾛﾘｯﾄﾙ以上
	使用するHFC、PFC及びSF ₆ の量を二酸化炭素の量に換算した量	1年間当たり 4,000 トン以上
建築物の新築、増築又は改築	居住の用に供する部分以外の床面積の合計	26,000 平方メートル以上
市街地再開発事業	事業を施行する土地の区域の面積	1ヘクタール以上
工場団地造成事業	事業に係る土地の区域の面積	1ヘクタール以上
流通業務団地造成事業	事業に係る土地の区域の面積	1ヘクタール以上

見直し案

特定事業の種類	規模要件	内容
工場等の設置又は増設	使用エネルギーの量を原油の量に換算した量	設置又は増設により、工場等の総エネルギー使用量が初めて年間1,500ｷﾛﾘｯﾄﾙ以上となる時 年間 1,500 ｷﾛﾘｯﾄﾙ以上の規模の工場等の設置又は増設を行う時
	使用するHFC、PFC、SF ₆ 及びNF ₃ の量を二酸化炭素の量に換算した量	1年間当たり 3,000 トン以上

(集約)

(拡充)